



第 150 号

◇エッセー

明治の先達たち 熊本大学長 森野 能昌

■諸会議議事要録

第3常置委員会

第3常置委員会 · 第5常置委員会合同委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

大学院問題特別委員会

■要望書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書 平成8年度税制改正に関する要望

■資 料

0

「大学審議会組織運営部会における審議の概要 (その2)-大学運営 円滑化のための具体的方策について-」に対する意見

「大学審議会大学院部会における審議の概要—大学院の教育研究の質的向上について—」に対する意見

学術審議会「21世紀に向けての研究者の養成・確保について」(中間まとめ)についての意見

日本・ニュージーランド学術交流協定

图立大学协会

平成 7年 11 月

会報

平成7年11月 第150号

第45巻第 4 号通巻第150号

平成7年11月号

国立大学協会

●エッ 明治		達たち	熊本大学長	森野	能昌	5
事	挨報	告】				
図諸会	:議議	平)緑要車	成7年7月~	9月)		
第3	常置	【委員会(9	. 5)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		11
	就職	委員会委員 問題関係に からの要望		者の推薦	態について	
第3	常置	【委員会・第	第5常置委員	会合同	委員会 (9.5)	13
	外国	人留学生の	学生生活等に	関する	アンケートの調査	査結果について
第5	常置	【委員会 (9	. 5)		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	16
	UM 国立	A P小委員 大学協会訪	(教員)候補 会の今後の取 米調査団につ 会委員につい	扱いに~ いて		
第6	常置	社委員会 (9)	.25)	••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	19
	委平平学国委员成成生立员	8年度概算 納付金(授 大学協会の (教員)候		いて る要望/ 直し(タ	こついて	
大学	炉門	題特別委員	会 (9.29) ·			22
	最終 国立	報告書の作。 大学協会の	成について 組織運営の見	直し(多		
図諸	会	合(平成7	7年7月~9	月末ま	での開催会議)	24
【要	望	書】				
人哥	F院 勧	告の取り払	吸いに関する	要望書	•••••	25
平成8年度税制改正に関する要望26						

【資料】

A

「大学審議会組織運営部会における審議の概要(その 2)―大学運営 円滑化のための具体的方策について―」に対する意見29
「大学審議会大学院部会における審議の概要―大学院の教育研究の質
的向上について一」に対する意見31
学術審議会「21世紀に向けての研究者の養成・確保について」(中間 まとめ) についての意見33
日本・ニュージーランド学術交流協定37
【その他】
学長等の異動45
編集後記

国 図 包 目

明治の先達たち

熊本大学長 森野 能昌

明治29年に夏目漱石が熊本大学の前身である五高に赴任して、来年がちょうど百年に当たる。先日も、漱石来熊百周年記念事業を立ち上げるため、地元各界の有志百名からなる発会式があった。国民的作家として、これほど多くの日本人に親しまれ、大きな足跡を残した漱石が、英語の教師として当地で4年あまり過ごしたことは、偶然とは言え、やはり、当地にとっては、誇るべき文化遺産である。本学では、この15年来、放送教育開発センターの委嘱により、テレビとラジオによる公開講座を担当しているが、本年度は、夏目漱石をラジオ講座のテーマとして選んだ。地元の人々の関心の強さを反映して、その受講生も例年にくらべ格段に多く、開講式出席者が会場に溢れるばかりであった。

私も熊本に住みついて20年を過ぎたが、この機会に、もっと漱石を勉強してみようという気持ちになっている。先日も、漱石がよく歩いたといわれ、「草枕」の背景となった、金峰山から峠の茶屋を越えて、小天(おあま)温泉に至るあたりを散策した。急坂を喘ぎながら、「知に働けば角が立つ、情に棹させば流される、意地を通せば窮屈だ、とかくに人の世は住み難い……」と思わず怒鳴るように叫ぶと、後からついてくる家内に笑われた。気遣いの多い日々を送っている者にとってはささやかな気分転換である。

明治22年に建てられた第五高等学校の煉瓦造りの校舎が、今も本学の構内に保存され、五高記念館として一般公開されている。その完成直後に、熊本市を襲っ

た大地震でもびくともしなかった位に、丈夫にできており、国の重要文化財に指 定されている。館内には、当時を偲ばせる資料が展示されており、漱石やラフカ ディオハーンが写った写真もある。制服姿の佐藤栄作や池田勇人が写った写真も ある。とりわけ興味のあるのは、明治30年に行われた五高創立十周年記念祝賀会 で漱石が教員代表として読んだ祝辞である。彼自身の顔の骨格をもとにシミュレ ートした合成音声も聴ける。富国強兵の気運の盛んな当時であり、祝辞は教育界 での国家主義の色合いの強い時代を反映した内容であるが、少なくとも、冒頭の 「其れ教育は建国の基礎にして師弟の和熟は育英の大体たり」のくだりは,教育の 本質をついている。実際、漱石自身と生徒との人間的交流をめぐる逸話も多く伝 えられているが,中でも,単に師弟というつながりを越えて,後々まで人格的な 影響を及ぼしあった寺田寅彦との交流は有名である。今日のように大学の大衆化 が進むと、この師弟の和熟というものが、実現しにくくなっているのは確かだが、 これが教育の基本であることには変りはない。特に最近は、将来大学を支える後 継者は勿論のこと,企業をふくめて多様化,国際化する社会で活躍出来る高度の 専門的能力を備えた人材を出来るだけ多く育てるため,大学院の格段の充実が求 められている。優れた教育機能を備え、真に価値ある大学院として、ここでこそ、 濃厚な師弟の和熟によって、学生が潜在的にもつ個性と創造性を引き出し、エリ ートを育てることが必要であろう。これからの日本が世界の先進国と並んで、あ らゆる意味で対等の発言と行動ができるためにもである。もっと早く大学教育も この通りやってきたなら、今日のように、短兵急に教育改革を叫ぶ必要もなかっ たであろう。この一文は石碑に刻まれ本学の一角に残されている。この碑の前を 通る度に,漱石が生きていたなら今の日本や大学についてどう思うか問いかけた くなる。

熊本での4年あまりの滞在の間は、漱石は前任地の松山よりもいい感じで過ごしたようだが、英語の教師としての実力を磨くため文部省給費留学生の第一号として渡英を命じられ、熊本を離れることになった。もともと、教師という職は性に合わないと、不本意な気持ちで過ごしていた上に、東洋的価値観と感性をもち、西洋的なものにあまり興味はなく、欧米などに自分で行ってみたいという積極的な気持ちもなかった。案の定、英語や英文学の研究という目的からすれば、戸惑いと悩みの多い留学生活であった。しかし、西洋の英国での体験を通して、東洋における日本を改めて理解し、自分を見直す目を開いた。当時の日記にも、「日本は30年前に目覚めたりという。然れども半鐘の聲で急に飛び起きたるなり。その覚めたるは本当の覚めたるにあらず。狼狽しつつあるなり。ただ西洋から吸収するに急にして消化するに暇なきなり。文学も政治も商業も皆然らん。日本は真に目が醒めねばだめだ」という一文がある。帰国後は、文学活動を通して、日本の近代化と文明開化について独自の洞察を展開し、日本の知識人に大きな影響を与えることになるが、その基礎は英国留学によってできたと言われる。

明治の文明開化の中で日本の近代化は、新しい教育制度の施行によって始まった。大衆化を目指した初等教育から、エリートの育成を目的とする高等教育まで、計画的に整備された。その中で、大学では、国事に携わる官僚だけでなく、技術者や医者の育成に重点が置かれ、欧米の先進国から教師を迎える一方、日本からは、将来を嘱望される有為な人材を欧米に派遣し、学術文化の導入に努めたのであるが、漱石が英文学の勉強のためイギリスに行く命令を受けたのもその一環である。

私の専門である生化学は、現在は、理、工、農、薬、医などの専門分野に大きな広がりをもつが、医学分野では、明治の中期にドイツに留学した先達たちによ

って、医化学として日本に導入された。その一人が、後に京都帝国大学総長をつとめた荒木寅三郎である。明治23年にドイツに渡り、医化学講座の創設者とされる Hoppe-Seyler のもとに7年間留学した。帰国後は、明治32年、34歳の若さで、京都帝国大学医科大学(現在の医学部)の創設にあたり、医化学講座を興すことになった。荒木より一足先に、Salkowski のもとで学び、明治26年に東京帝国大学医学大学に本邦初めての医化学講座を開いた限川宗雄とともに、日本の東と西で、医化学の源流を造った双璧であり、以後この二つの流れが大きく全国に広がった。

その一人である古武弥四郎は、岡山の田舎に生まれ、片道20キロもある市内の中学校に毎日歩いて通った。大阪府立医学校在学中には、将来のドイツ留学に備えて、ドイツ語の化学書を独学で勉強したと伝えられている。医学校を卒業後しばらくして、研究生として、当時京都で医化学講座を開設したばかりの荒木寅三郎に師事した。かなり貧窮した生活の中で本格的な医化学の修業をされた後、母校に帰ったが、明治42年から3年あまりドイツの Königsberg 大学の Jaffe と Ellinger のもとでアミノ酸代謝を研究した。帰国後間もなく大正4年に母校に創設された医化学講座の初代教授となった。後に医学校は大阪帝国大学医学部となり、昭和15年に定年を迎えるまで、西の医化学の拠点として多くの人材を育てた。とくに、トリプトファンを中心としたアミノ酸代謝によって国際的に高い評価を受け、日本の研究者としては初めて、昭和初期に三回にわたって「Annual review of biochemistry」のアミノ酸代謝の章を執筆している。

ずっと後のことになるが、私自身もこの教室で育てられた。もう今では伝説となった古武弥四郎について、先輩方が書き残された資料や逸話を頼りに、ここで少し触れてみたい。明治の人の精神風土は、論語や老荘など中国の古典であり、

これらが主要な人間教育のエッセンスになっていたといわれるように、この先達は論語を座右の書としていた。修業時代は貧しい生活の中で、ひたすら学問に打ち込む努力と信念の人であり、その道の先導者として、鋭い洞察力とバランスのとれた感性の持主であったことは、残された多くの語録からも窺い知ることができる。

「大研究には二つの時期がある。第一期は30歳前後,第二期は50歳以後である。第一はいわゆる天才の業である。第二は根強く永く辛抱してようやく出来る凡人の業である。前者が後者に勝るとは限らぬ。凡人は須く50歳以後を待望しなくてはならぬ」,「研究家は明暗の界に立っていなくてはならぬ。明のみに立てば開拓の余地なく,暗のみに居れば五里霧中に彷徨する」,「人材なき大学は亡ぶ。人材ある所に殿堂自ら建つ。人材は即ち大学の内容であり殿堂である」,「人間は一箇所に止まれるものではない。進歩しない時には必ず退歩している」,「講義は花も実もあるものでなくてはならぬ。実があるばかりで花がないと人を惹き付ける興味を起こさしめることは出来ない。無論花ばかりあって実がなければ鑑賞以外のものではない」など,自身の体験から生まれたものが多く,教室員に語り掛ける様子が目に見えるようである。日本人の個性と創造性についても,「日本人は偉大な人種だ。一度出来るとなると必ず前より遥かに勝れたものを造り出す。紡績でも人絹でも。だが,出来るということを決定することは,日本人より西洋人の方が今でも上手のようだ」と,この明治の先達は言い切っている。

私も「流れに沿うて行くな、川を渡れ」という直筆の書を頂き、これを掛軸に して正月には床の間に掛けて眺めることにしている。「君たちは他人の作った座右 の銘を自分の部屋に飾るようなつまらぬ人間になるな」という語録もあると聞い ているので、これも掛軸にして並べたら、わが家の床の間ももっと引き締まった ものになるのではないか、などと思ったりしている。

以上紹介した私の身近かな事例のように、明治の文明開化は20~30歳台の多く の若い人達が先導的役割を果たした。旧来の身分制度が廃止され、生活の平等と 職業の自由が保障される社会の中で、西洋の文明文化に目を開かれた若者が、国 家の要請に応えて、学業に励み、新しい知識や技術の修得に全力を注いだのも、 その成果と貢献度に相応な地位が与えられる時代であったからである。一方では、 漱石のように、国家の要請には直接応えなかったが、日本の将来を思い、人間の 真の生き方を追う国民的作家として,広くかつ大きな影響を与えた人材もあった。 そのように、この時代は、若い人達が関心とエネルギーを注ぐに足る目標が一杯 あった。戦後に日本が平和国家として再出発するにあたり、新生日本の発展に貢 献したのも若い人達の力であった。ここでも明治維新の時と同様に先進国に追い 付け追い越せというはっきりした目標があった。しかし、現代の日本の若者をめ ぐる状況はあまり明るいものではない。若者の無気力や目的意識の欠如が話題と なることが多いからである。現代の日本が表面的には経済大国となり,成熟社会 の時代を迎えたといわれる中で、若者が目標を見出し、エネルギーを注げるもの を見つけ難くなっていることも事実であろう。しかし、現実には、国の内外とも に政治,経済,社会などをめぐる状況が激しく変化する一方で,地球的規模の様々 な難問が顧在化し、世界の中の日本として、これから進むべき道は決して平坦な ものではない。それだけに、次の時代に若者が力を発揮できるように、かれらを 導く役割を大学と大学人は担わねばならない。

事業報告

▮諸会議議事要録▮

第3常置委員会-

日 時 平成7年9月5日(火) 14:00~14:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 新野,小野寺,久々宮,鈴木,佐藤,赤井,小坂,細川,野村各委員 豊岡,竹内各専門委員

事務局より、新幹線が事故により遅延しており、佐々木委員長ほか数大学の委員の到着が遅れているが、委員長からの伝言により久々宮委員(東京商船大学長)に座長をお願いしたい旨述べ、了承され、久々宮委員主宰のもとに開会した。

[議事]

1. 常置委員会委員(教員)候補者の推薦について

座長から、次のとおり説明があり承認された。 現教員委員の任期が満了するため、後任の教 員委員候補者3人を本委員会より推薦する必要 があるが、できれば現在、教員委員である平野 眞一委員(名古屋大学教授)及び村田晃委員(佐 賀大学教授)には再任をお願いすることとした い。また欠員中の委員1人の後任者の人選につ いては、佐々木委員長に一任することとしたい。

2. 就職問題関係について

1

竹内専門委員から,就職関係の状況,動きな どについて次のとおり説明があった。

① 7月17日,就職問題懇談会が開催され、最近の学生の厳しい就職状況にかんがみ、大学としても学生の支援になお一層努力するもの

とし、次のように対応することを申し合わせ た。

- 各大学において、学生が企業名にこだわらず、自己の適性や能力に応じた職業選択が行えるよう、就職指導の一層の改善・充実に努めること。
- 来春卒業予定の学生,特に女子学生の幅 広い採用について,大学等の側からも企業 側に対する積極的な働きかけを行い,企業 の規模を問わず,より広く就職先の開拓に 努めること。
- 過年度卒業生に対しても就職斡旋,就職 指導を行うなど適切な配慮を行っていくこ と。
- 就職協定の意義について再確認するとと もに、その順守について努力していくこと。
- ② 9月4日, 就職協定協議会特別委員会が開催され, 平成7年度の就職採用活動の中間概況について,企業及び国公私立の大学,短大, 高専の各団体から報告があった。

それによると、一部には内内定の状況もあるようであるが、大枠では協定は守られており、求人件数は増えたが求人数が減少しているようである。また来年度の就職協定については、これから審議していくところであるが、

この点について私立大学側には、現協定では 7月1日以降、求人票の公示その他就職活動 を開始できることになっているが、7月に期 末試験を行うところが多くなっているので、 学生の動揺を防ぎ無駄な動きを無くするため に、7月1日以降の期日を8月1日以降に変 更したいとの意見があるようである。この点 について、後程本委員会の御意見、感触を伺 ったうえ、今後の特別委員会で国立大学の意 見を述べることとしたい。

③ 平成7年度第2回就職ガイダンスが、文部省、就職協定協議会、内外学生センターの主催で、本年11月7日(火)午後に、関西大学を会場として企業及び大学関係者の参加800人を予定し、開催するよう計画されている。内容は〇今年度就職協定の総括と来年度協定の方向、〇労働力需給の展望と課題、〇変化の時代に求められる人材、〇創造性ある人材の採用について、〇高等教育に期待することなどの講演などが予定されている。また同じ11月7日午前中、同じ場所で文部省、就職問題懇談会主催で全国就職問題協議会が開催され、文部省からの就職内定状況調査報告及び各団体からの就職状況報告等を受けて質疑応

答を行う予定で、大学、短大、高専の就職指 導担当者約400人ほどの参加が見込まれてい る。

3. 生協からの要望鸖について

事務局から、次のとおり要望書を受理している旨説明があった。

全国大学生活共同組合連合会から、会長あてに要望書が出されている。その趣旨は、会計検査院は、各国立大学の実地検査を通じて、「大学生協に対する国有財産の無償使用許可について、使用料を徴収するべきではないか」という講評を行っており、これに対し、「生協は大学の全構成員の福利厚生の充実のために活動してきただけでなく、広い意味で大学の教育の一端を担う活動に努めてきており、少しでも充実したサービスを経済的に行うためには、国有財産の無償使用許可は不可欠の要件である。」ので、この見解についてご理解を賜り国立大学協会でもご尽力頂きたいというものである。この点についての文部省の対応がどのようになるのかまだ不明であるが、情報としてお含みおき願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3常置委員会・第5常置委員会合同委員会-

日 時 平成7年9月5日(火) 14:30~16:20

場 所 学士会分館(本郷) 6号室

出席者 (第3常置委員会)佐々木委員長

新野,小野寺,久々宮,鈴木,永井,川島,平野,池田,佐藤,赤井,小坂, 細川,野村各委員

豊岡,竹内各専門委員

(第5常置委員会) 江崎委員長

藤井, 中嶋, 木村, 有山, 水岡, 佐々木, 金城, 加藤, 岡田, 岡市, 三木, 西村, 吉田, 砂川各委員

(文部省) 田浦留学生交流政策室長, 松川国際企画課課長補佐

〔議事〕

江崎委員長主宰のもとに開会。

江崎委員長から、佐々木第3常置委員会委員 長ほか数名の委員の到着が新幹線の事故のため 遅れているが開会したい旨述べ、初めに出席各 委員の自己紹介が行われた。

1. 外国人留学生の学生生活等に関するアンケートの調査結果について

国立大学協会江澤主事から次のとおり「外国 人留学生の学生生活等に関するアンケート」の 結果について説明があった。

本年3月末に標記アンケートを回収し、98の 全国立大学から大学としての回答と留学生個人 1,078人からの回答を得た。数的部分についての 集計結果は次のとおりである。

①留学生数 総数19,740人

内訳(学部3,275人16.6%, 大学院生10,439人52.9%, 研究生等6,026人30.5%)

(国費留学生6,399人32.4%, 政府派 造留学生786人4%,私費留学生12,555人63.6%)

②留学生数別の大学数

留学生200人以下の大学が71大学 201人以上の大学が27大学 ③私費留学生の奨学金受給率 学部学生57.9%,大学院生59.5%,研究生14.5%奨学金月額 最高額12万円から15万円の大学が多い。平均額6万円から7万円の

大学が多い。

- ④独自の奨学金制度のある大学 29大学
- ⑤独自の短期貸付制度のある大学 18大学
- ⑥日本語教育担当専任教官数

教官数 2 人-18大学 教官数 1 人-35大学 教官数 0 人-16大学 非常勤講師のみ-7 大学

ついで豊橋科学技術大学石井学生課長から次のとおり説明があった。

各大学及び留学生個人に対するアンケートの設問は、次のとおりである。留学生個人のアンケートについては各大学に留学生数の3~5%を抽出し調査するようお願いした。本日配布の資料は、そのアンケートの回答を佐々木委員長が整理されたもので後程佐々木委員長から説明される予定である。

大学に対する質問項目

①授業に関する問題点,②研究指導に関する問題点,③補講等の実施状況、④地

域との交流状況,⑤留学生の諸問題 留学生個人に対する質問項目

①授業に関すること,②研究に関すること,③日本語に関すること,④日本人学生との交友について,⑤地域との交流について,⑥日常生活上,不便に感じていること及び要望,⑦日本に留学して特に感じたこと

以上の説明ののち, 江崎委員長から第5常置 委員会での審議事項について次のような説明が あった。

第5常置委員会では、米国の大学との大学間 交流協定に基づく学部学生の短期相互交流について検討している。とくに日本に留学する場合 に日本語が交流の障害になっているが、この点 を克服するために九州大学、筑波大学、東京大 学などで英語による授業の試みも始められてい る。

またアジア太平洋地域等から短期留学生を奨学金を支給して呼ぶ制度も始まり、今年度は1,500人が考えられており、来年度以降も増員されると思う。本年6月には米国の大学で日米合同の会議が開かれ、日本に留学する米国人留学生のためのカリキュラムの問題を審議し、国立大学協会から教官数名が参加したが、新しい形の留学生を増やして行きたいと考えている。

このアンケートの回答は主としてアジアからの留学生の回答だが、米国等からの留学生受入れに関しては言語その他別の問題もあると思う。留学生の問題は多様であるがそれらの留学生ができるだけ満足充実して滞在し帰国できるようにしたいというのが我々の希望である。

ついで佐々木委員長から、配付資料に基づき

次のとおり説明があった。

アンケートの回答を整理した結果は次のとおりであるが,後程お読み頂き10月中旬までにご意見をお寄せ頂きたい。その上で何か報告を考えたい。本日あえてご意見を伺いたいのは,施設,設備,教職員の不足という不完全な受入体制のもとに安易に留学生を受け入れることはかえってマイナス効果をもたらさないか,今世紀留学生10万人受入れという計画を遂行するためにも種々の議論を要すると思う。

留学生からの回答は大変穏やかで、良いところに留学して良かったというのがかなりあるが、大学からの回答には留学生に関して相当厳しいことを言っているという感じである。

各大学からの回答を纏めると次のようであ る。

- ① 日本語,基礎学力に不足する者が多く,授業展開に支障を来しており,補講は教官の負担を増加している。留学生の希望としては専門化・細分化された授業より体系的・包括的授業を希望している。
- ② 研究指導面でも日本語能力・基礎学力の不 足が目立ち指導を阻害している。研究態度は 受け身の者が少なくなく自分の関心に基づい たテーマ設定など主体的学習を苦手とする。

法学・政治学の分野では日本における法学・政治学を学び直す必要があり、修士課程を2年間で修了させるのは無理がある。日本語の予備教育のない学生が研究室に配属されるとあらゆる面で支障を来す。

③ 日本語や基礎学科の補講には各大学が熱心 に取り組んでいるが、専任教官だけでは不足 し、非常勤職員やボランティアの方々の好意 に頼っており、人員と所要経費の確保は今後 の大きな問題である。

- ④ 地域住民と留学生の交流に力を注ぐ大学が 多い。地方自治体も国際交流協会等を組織し 支援してくれているが、パーティなど散発的 行事に終始する事例もあり、組織的・恒常的 交流活動が望まれる。住民との交流は大都市 より中小都市において満足度も高い。
- ⑤ 留学生用の宿舎は依然として決定的に不足している。民間の宿舎費は高額で物価高と相俟って経済的に留学生を圧迫し、国費留学生の16%、私費留学生の75%がアルバイトをしている。

以上の説明について各委員から,次のような 種々の質問意見があった。

- 外国大学と大学間の交流協定締結が進み学生の交流はかなり進んできているが、教官を交換しての授業など教官レベルでの交流もはかられるべきである。
- 日本語教育担当教官のいない大学があるの は大きな問題である。
- 来日した学生がどれだけ充実した留学生生活を過ごせるかが重要なことで、アンケートの回答を見ると問題点は沢山あるが、これをどのように纏めるか。
- 現場で種々問題はあるが、アンケートの纏め方については留学生の受入れについて国立大学協会としては前向きの方向で報告を纏めて貰いたい。現場の教官に種々不満もあるが、全体としては日本が発展してきたのは、かつて我々が外国に留学させてもらったお陰であって、そのお返しをする責任があるという展望の中で考えて行くことが必要である。現場の教官が留学生受入れを躊躇するようでは困る。
- 米国に留学する日本人に比べ、日本に来る 米国からの留学生は非常に少ない。このアン

- バランスを米国に限らないが解消していく必要がある。
- 日本は留学生受入れを拡大していかなければならない国際環境にあり、それは日本そして国立大学協会の使命でもあると思う。またそれを通じて国立大学の国際化も進むことになる。
- 留学生受入れの基盤整備をきちんとせずに、10万人受入れ計画を始めたところに問題がある。留学生受入れに伴う手間は教官の大きい負担増大をもたらしており、受入れを推進するなら宿舎、人員の整備を強く要求すべきである。
- 昨年大阪で開催のUMAP総会でも留学生 交流の障害について各国から報告されており、このアンケートの結果を国際比較したう えで、留学生交流の障害の克服をどのように 図るか制度面を含め関係当局に政策提言していくべきである。
- 仕事に馴れた留学生担当事務官が昇進もからみ短期に人事異動し留学生の世話がうまくいかない。職種によりその職務に長くいて昇進していく人事政策があるべきである。
- 一般事務官の大勢いる大学の中で、留学生 専門の職員を育て、留学生の世話をしてもら おうとしてもうまくいかない。大学の外に団 体(例えば日本国際教育協会のような組織) を作り留学生の支援をした方がよいのではな いか。
- 文部省としても留学生受入れの条件整備に 努力するので、アンケートのまとめについて は我々を応援する形で纏めてもらいたい。10 万人計画の旗を降ろせば予算は獲得できなく なり、結局各大学の現場が苦労することにも なる。

○ 問題点は多いが、報告には、宿舎と日本語 教育担当教官の充実を重点的に盛り込んでほ しい。

以上ののち佐々木委員長から, 次のとおり述べ, 了承された。

留学生受入れは推進していかなければならな いが、問題も多くある。本日のご意見をもとに

報告を纏めることとするが、第3常置委員会と 第5常置委員会の連名で作成することとした い。そのために両委員会の委員数人で小委員会 を作り、政策提言を含めた報告書原案を作成願 い、各委員にご意見を伺い、秋の総会に付譲で きるようにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5常置委員会

日 時 平成7年9月5日(火) 14:00~14:30

場 所 学士会分館(本郷) 6号室

出席者 江崎委員長

藤井, 中嶋, 木村, 有山, 水岡, 佐々木, 金城, 岡市, 三木, 西村, 吉田, 砂川各委員

(文部省)田浦宏已留学生課留学生交流政策室長,松川憲行国際企画課課長 補佐

江崎委員長の主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より新たに委員に就任 された藤井英嘉北海道教育大学長及び中嶋嶺雄 東京外国語大学長の紹介があった。

[離 萬]

1. 常置委員会委員(教員)候補者の推薦について

委員長より、次のように述べられた。

本年6月をもって任期満了となる常置委員会 委員(教員)候補者の推薦依頼が会長よりあっ たので、本日お諮りする。

これについて協議の結果,下記の現教員委員 に引き続き委員をお願いすることとなった。な お,川島委員は本日欠席のため委員長より了承 を得ることとなった。

水岡不二雄 一橋大学教授 川島 慶雄 大阪大学教授 西村 重雄 九州大学教授 2. UMAP小委員会の今後の取扱いについて

委員長より、次のように述べられた。

UMAP小委員会は、平成4年11月、「第4回アジア太平洋大学交流(UMAP)会議」開催のため設置された委員会であり、会議は昨年12月開催され、無事成功裡に終了した。また、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、大阪大学で構成した「第4回アジア太平洋大学交流(UMAP)会議組織委員会」も会計報告を行った後、本年6月末をもって解散した。このように当初の目的を達成したので、今後、UMAP小委員会を解散するのか、あるいはUMAP自体は存続するので新たな目的の下に存続させるか、その取扱いを協議いただきたい。

これについて、水岡委員より次のように述べ られた。

去る8月16日~17日、ニュージーランドのク

ライストチャーチで開催されたUMAPのワーキング・パーティに出席した。会議の模様は後刻時間の許す範囲で報告するが、UMAPはアジア太平洋地域諸国の大学間の交流を促進することを目的に発足し、しかも理念的なことよりも、単位互換など実際的な問題や政策にかかわることについて積極的に行動を起こし交流の促進に努めている。これまで国大協は「第4回アジア太平洋大学交流(UMAP)会議」開催やUMAP国際事務局を務める等、AVCC(オーストラリア大学長協会)と並んで重要な役割を果たしており、今後も日本が国際的責務を果たすことが必要がある。

大阪大会は成功裡に終了したが、UMAPは 今後更に国際組織としてアジア太平洋地域の中 で大きく発展していかなくてはならない時期に 差しかかっているので、そういう観点から、国 大協として組織的にUMAPをサポートする態 勢を存続していただきたい。

続いて、委員長より次のように諮られ、了承 された。

UMAP小委員会は引き続き存続させる。但し、現委員は第4回UMAP会議開催のため委嘱し、会議も成功裡に終了したので、これをもって解嘱したい。また、新しいUMAP小委員会は新たな委員構成で再スタートしたい。

3. 国立大学協会訪米調査団について

委員長より、次のように諮られ、了承された。 去る7月23日~8月5日の2週間にわたり、 国立大学協会訪米調査団(参加者22名)は米国 の次の10大学を訪問視察し、8月5日帰国した。 現在、報告書を取りまとめ中であるが、これを 次回総会に配付し、各大学の改革の参考に供し たい。

[サンフランシスコ]

7月24日 Univ. of California Berkeley

25日 Stanford Univ.

[ロサンゼルス]

26日 Pomona College

27日 Univ. of Los Angeles

28日 California Institute of Technology

[フィラデルフィア]

31日 Princeton Univ.

8月1日 Univ. of Pennsylvania

[ボストン]

2 H MIT

3日 Tufts Univ.

4 H Harvard Univ.

4. JUSSEP 小委員会委員について

委員長より、次のように述べられ了承された。本日午前中、JUSSEP小委員会を開催し、本年6月に米国・アーラム大学で開催された「カリキュラム・アブロード・プロジェクト第2回日米合同計画会」参加の報告会を行った。これについての報告は日を改めて行いたい。

次に、前々回委員会(H.7.3.20)以降、東北大学より JUSSEP 小委員会への参加希望があり、5月30日開催の同小委員会で協議の結果、了承され、同大学法学部の阿部純二教授に委員を委嘱した、また名古屋大学からも同様な参加希望があり、本日午前中開催の小委員会で協議の結果、同大学法学部の石田眞教授の参加が了承されたので、ご追認願いたい。

なお,かねてより参加を希望されていた放送 教育開発センターのジェーン M. バクニック 教授のオブザーバー出席を了承したので報告す る。 続いて、田浦室長より短期留学推進制度について、次のような報告があった。

本年度短期留学推進制度による受入れ1,000 名を募集(短期留学生は,第1期[春期]:4月 ~5月渡日,第2期[秋期]:9月~10月渡日, 第3期[冬期]:1月~2月渡日,に分けて来日。 本年度は最終的には1,500名程度採用予定)した ところ,現在,第2期までの採用学生の選考が 終了し,1,200名の採用を決定した。その内訳は, 国立大学は過半数を超える650名,公立大学13 名,私立大学537名である。国籍別(上位5ヶ国) に見ると,韓国400名,アメリカ307名,中国161 名,オーストラリア84名,台湾82名である。なお, 第3期渡日者約300名の募集を予定している。

また、来年度は本年度より800名増の1,800名 に拡大し予算要求したい,そしてその適用対象 地域も拡大し全世界に対応させたい。今後、財 政当局と交渉したい。

次に、派遣については、本年は国立大学の短期留学推進制度は設けられなかったが、来年度は国立大学225名を短期留学推進制度として新たに要求する。これは従来、学生国際交流制度で実施していたものを発展的に解消して、短期留学推進制度に一本化して取り扱っていきたい。

5. その他

委員長より、次のように述べられた。

先程報告にあったように、去る8月16日~17日,ニュージーランドで開催されたUMAPワーキング・パーティに出席した水岡委員から、会議の模様を簡単に報告いただきたい。

続いて、水岡委員より次のように述べられた。 UMAPは1991年にAVCC(オーストラリア大学長協会)の呼びかけで、アジア太平洋地域の国々が、当該地域の大学間の学生・研究者の交流を促進する目的で参加して、発足した。 この度ワーキング・パーティに出席し、オーストラリア、ニュージーランドの両国が以前はイギリスを向いていたのが、アジアの一員との認識の下、当該地域諸国との学生国際交流に強い熱意を抱いているのを感じたし、アジアの中で重要な位置を占める日本としても、当該地域の学生交流に国際的な責務を持っていることを強く感じた。

本日、資料として「UMAPワーキング・パーティの議事録案」及び「議論の概要」を配付したが、内容を説明する時間がないので、次回委員会で詳しくご報告し、ご議論いただきたい。 以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日 時 平成7年9月25日(月) 13:00~15:45

場 所 国立大学協会会議室

出席者 和田委員長

平林, 手代木, 松井, 石川, 堀川, 鈴木, 武藤, 小黒, 神野, 田村, 村上, 入野, 今村各委員

雨宮, 菊川各専門委員

(文部省)近藤大学課長, 桜井学生課長, 藤原学術課課長補佐, 梶原国立学校特別会計調査官

(国立学校財務センター) 前川所長, 市川研究部長

和田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から,本日出席の文部省の近藤 大学課長,桜井学生課長,藤原学術課課長補佐, 梶原国立学校特別会計調査官並びに本委員会に オブザーバーとして出席の国立学校財務センタ ーの前川所長,市川研究部長の紹介があったの ち議事に入った。

〔議 事〕

1. 専門委員の交代について

委員長から、佐藤専門委員(東京大学事務局 長)転出の後任として、雨宮 忠東京大学事務 局長に本委員会にご協力を願うため、専門委員 を委嘱したい旨諮られ、異議なく承認された。

ついで、同専門委員の紹介があった。

2. 委員長の交代について

和田委員長から,委員長の交代について次のよう諮られた。

本年6月より、委員長を務めさせていただいているが、11月で学長任期が満了することになったので、後任の委員長の選出をお願いしたい。 以上について、協議を行った結果、武藤委員 (新潟大学長)が委員長に選任された。

3. 平成8年度税制改正に関する要望について

委員長から、次のような説明があった。

別紙資料の要望書(案)について、会長より 本委員会に検討を依託されたので審議いただ き、了承が得られれば、関係方面へ要望書を提 出したいと考えている。

引き続いて文案の朗読と補足説明が行われた。

ついで,藤原学術課課長補佐から「日本学術 振興会が特別研究員に支給する研究奨励金に係 る所得税非課税措置の創設に関する要望」,桜井 学生課長から「育英奨学事業を行う民法法人・ 公益信託への寄附金・拠出金について住民税の 控除制度を創設することに関する要望」につい ておのおの説明があり,意見交換ののち要望す ることが,了承された。

4. 平成8年度概算要求事項について

委員長から、平成8年度概算要求事項について、近藤大学課長からご説明願いたい旨発言があり、同課長から、別紙資料に基づき平成8年 度国立学校特別会計概算要求額総表による総括 説明についで、次の事項の具体的説明があった。

国立大学の整備充実のための平成8年度概算 要求主要事項

○機構・定員関係

- 1. 教養部の改組,全学の再編成
- 2. 大学院の整備充実
- 創造的な人材養成を目指す理工系教育の 推進
- 4. 社会要請の強い分野における人材養成の ための受入れ体制の整備
- 5. 附置研究所の改組

○主要経費関係

- 1. 大学院の充実と改革
- 2. 教養教育の充実等大学改革の推進
- 3. 創造的な人材養成を目指す理工系教育の 推進
- 4. マルチメディア時代に対応する大学教育 の推進
- 5. 優れた若手研究者の養成・確保一研究支 援体制の充実・強化一
- 6. 卓越した研究拠点 (COE) の形成
- 7. 学術情報基盤の整備充実
- 8. 設備費の充実
- 9. 大型基礎研究の重点的推進
- 10. 国立学校施設の高度化・多様化推進以上のほか、国公私立を通じるものとして、
- 1.科学研究费補助金, 2.日本学術振興会事業,
- 3.育英奨学事業等について説明があった。 このあと、主として次の点について質疑応答 が行われた。
- 研究費の倍増
- リサーチ・アシスタントと日本学術振興会 研究員との関係
- 教官旅費の増額
- 5. 学生納付金(授業料)に関する要望につい て

委員長から、次のように述べられた。

前回の委員会で、授業料問題については、従来通り増額改訂が伝えられた場合は、反対の要望書を提出することで、了承を得ている。時期的なこともあり、改訂に備えて要望内容について審議していただく。なお授業料問題については、のち程説明する「国大協の組織運営についての見直し(案)」では、授業料問題を当面の課題として、本委員会のもとにワーキンググループを設置し、検討することとしているが、時期的なこともあり、本日審議していただくことにした。

以上について発言があったのち,授業料問題 の基本となる項目の説明があり,授業料改訂に ついての要望書(案)の朗読と併せ説明が行わ れた。

以上について、次のような点の意見交換があった。

- 授業料増改訂の動向について
- 日本私大連盟の高等教育財政構想と比較し 抽象的な要望書(案)の感がある。

4

- 専門分野間格差の是非
- 医学部卒業生の20年後を予想しての報酬状況
- 家庭の教育費と国立大学の授業料負担との関係
- 国立大学の設置目的からして妥当性のある 授業料の設定

こののち、委員長から指摘のあった点及び文 言における抽象的部分を具体的に修正すること を含め、次期委員長に一任したい旨発言があり、 了承された。

6. 国立大学協会の組織運営の見直し(案)について

委員長から、次の内容の説明があった。

会長から,常務理事会で検討された国大協の 組織運営についての見直し(案)の検討方依頼 があった。改正の主な点は,現行6ある常置委 員会の担当事項を整理検討した結果,第7常置 委員会を設けることにし,これに伴い現行の特 別委員会は,原則として解散することになるが, 当面審議している課題がある場合は,期限を切って認めることにしたこと。

また、別紙見直し(案)に沿って、各常置委員会の新担当事項、改組の時期、改組に伴う委員会委員の構成人数、特別委員会設置などは常務理事会で審議し、更に、常置委員会にWG(小委員会・専門委員会)の設置をすることについても、早急に審議すべき課題である等の説明があり、この案は、理事会の議を経て、秋の総会に諮ることになるので、ご意見があればお聞かせ願いたい旨発言があった。

以上協議の結果、了承された。

7. 委員(教員)候補者の推薦について

委員長から, 教員委員の任期満了による委員 選出が諮られ, 協議の結果, 現委員の再任をお 願いすることで, 推薦することが了承された。

松井 一麿委員(東北大学教授) 宮島 洋委員(東京大学教授) 佐和 隆光委員(京都大学教授)

8. 委員会の今後の審議について

委員長から、次のような発言があった。

前回の委員会では、今後の審議事項として、 教官旅費の問題と教官に会計予算の理解を深め てもらう活動が挙げられたので、本日はこの問 題について議論してみたい。教官に予算関係を 理解してもらうことでは、すでに冊子を配布し ている鹿屋体育大学のこともあるので、のち程 説明していただく。配布資料の中に日本私立大 学連盟から本年7月に作成された「高等教育財 政構想」の冊子があるが、大変インパクトなこ とも記載されているので、今後財政関係を考え る上でご参考にしていただくことにし、配布の みに止めたい。

ついで、今村委員から鹿屋体育大学における「国の予算に関する常識事項」について、作成に至った直接の原因と経緯、教官の反応、会計担当者の対応等大学における実施状況について説明があり、各大学の参考として活用していただきたい旨付け加えられた。

以上の説明について意見交換が行われ、本委 員会から各大学へ啓蒙運動として配布するとし ても、内容、字句について修正すべき箇所もあ るので、専門委員で検討し、最終的には常務理 事会に報告して了承を得るよう努力することに なった。

委員長から, 教官旅費の問題について次のような発言があった。

廣重前委員長が国立大学白書でも教官旅費に触れて、1970年を100とした場合増加率がもっとも低いと指摘されているが、文部省の予算の中でもシーリングの関係で、増額はまず難しいと言われている。この問題を具体的に取り上げ整理するには、どのように進めたらよいか、ご意見をうかがいたい。

以上について種々意見交換が行われ、旅費調査のことも提案されたが、文部省から教官研究旅費の配分額を知り得たとしても、各大学における学内、部局の共通経費の関係、その他、大学の特殊事情もあって配分額も異なるので、基礎的調査は非常に困難で、要望を行うとすれば一般的な形式とならざるを得ない等が議論された。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に委 員長から退任の挨拶があり、委員を代表して武

藤委員よりお礼の言葉が述べられ閉会した。

大学院問題特別委員会-

日 時 平成7年9月29日(金) 13:30~15:10

場 所 国立大学協会会議室

出席者 武藤委員長

山田, 船越, 石川, 蓮見, 森野各委員 鈴木, 斉藤, 似田貝, 江原, 早津, 有本各専門委員

武藤委員長主宰のもとに開会。

(議事)

1. 「国立大学大学院に関する調査」の中間報 告掛(案)について

委員長から、次のように述べられた。

中間報告書(案)の作成については, 前総会 以後6月28日に新潟大学で調査専門委員と科研 費総合Aの研究分担者との合同会議を開いた。 当日は,来学された文部省大学課の村田大学改 革推進室長にも出席していただき,報告内容に 関連して調査データの分析,発表内容の検討, 分担執筆者の選出,発行時期,更に今後の日程 を決めた。

その後日程に沿って、調査専門委員数名の方に集まっていただき、大変なご苦労のもと報告 書原案が作成された。この原案は、あらかじめ 各委員に検討願うため前もってお送りした。何 分にも数多いデータから、欠くことのできない 事項を主として取り上げ作成したので、問題点 もあると思うので検討いただき、ご了承が得ら れれば10月中に発行したいと考えている。これ について、隔意のない意見をお聞かせ願いたい。

以上について意見交換が行われ、具体的表現 について、字句の修正、図表説明の文字を見や すくする等の修正を行うことで、報告書(案) が了承された。

2. 最終報告鸖の作成について

委員長から、最終報告書については、別紙の編集骨子(案)に沿って専門委員に担当していただき、調査項目の原稿執筆をお願いしたいと考えている旨述べられ、次の項目について説明があった。

- 1. まえがき
- 2. 調査の概要
- 3. 調査・分析の結果
- 4. 国立大学大学院の現状と課題
- 5. 特別委員会委員による座談会―今後の国立大学大学院について―

なお、調査報告書は科研費との関連もあり、 明年3月中には作成を完了しなくてはならない ので、報告書に加える座談会については、作成 に時間もかかることから、12月初旬~中旬に開 催したいと考えている。ご協力の程お願いした い。

以上の説明ののち,座談会の開催内容と時間, 執筆担当者の調整について意見交換が行われ, 報告書作成に向けて,作業を進めることが了承 された。

3. 国立大学協会の組織運営の見直し(案)に ついて

委員長から, 次のような説明があった。

会長から、別紙「国立大学協会の組織運営に ついての見直し(案)」が、委員長宛に送られて きた。主な改正点は、各常置委員会の担当事項 を整備し、第7常置委員会を新設する。現行の 特別委員会は原則として解散する。改組された 常置委員会は、審議上の必要に応じてWG(小 委員会、専門委員会)を設け検討する。大学院 関係は、新設される第7常置委員会の担当事項 となるが、現行の特別委員会で当面審議してい る課題がある場合は、審議が終了するまで存続 することとしている。したがって本委員会は、 この報告書を提出するまでは、存続するものと 理解しているので、よろしくご協力の程お願い したい。特別委員会については、新たに設置す る場合は, 常務理事会で審議して, 理事会に諮 ることになる。

以上の説明について、異議なく了承された。

4. その他

委員長から, 先の調査報告書に関連して次の 説明があった。

調査集計を行う場合,① 職階(教授・助教授・ 講師・助手)による②専門分野別(理工系・法 文系)に分けての集計があるが,この他に大学 の形態別の集計がある。今回はこの形態別を考 えて,その基礎となる大学を,研究大学,総合 制大学,専門大学に大別してみたが,この名称 区分について. 意見があればお聞かせ願いたい。

以上について、大学を形態別にした調査は有効であろうが、提案の名称区分は大学名は載らないとしても適格な表現とは言えない等の発言もあり、種々検討の結果、「総合制大学1、総合制大学2、専門大学」の3区分とするが、後日相応の名称が考えついた場合、委員長に連絡することで了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

7月7日(金) 10:30 教員養成制度特別委員会小委員会

17日(月) 13:30 第4常置委員会小委員会

18日(火) 15:00 常務理事会

9月4日(月) 10:30 教員養成制度特別委員会小委員会

13:30 第4常置委員会小委員会

5日(火) 10:00 第5常置委員会JUSSEP小委員会

13:30 第3常置委員会

13:30 第5常置委員会

14:00 第3常置委員会・第5常置委員会合同委員会

13日(水) 10:30 常務理事会

25日(月) 13:00 第6常置委員会

28日(木) 13:30 第4常置委員会小委員会

29日(金) 13:30 大学院問題特別委員会

要望書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書

平成7年9月25日 国立大学協会会長 吉 川 弘 之

人事院による国家公務員の給与勧告が、労働基本権制約の代償措置として、また国家公 務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係 の健全性の実現に大きく寄与していることは周知の事実であります。

このところは、関係者の努力により、勧告どおり給与の改定が行われ、これにより各大学においても職員の勤務意欲の向上や、労使の信頼関係の保持等の点で好ましい影響がもたらされております。

もとより、当国立大学協会は、国の財政が極めて厳しい状況におかれていることも十分 に承知しているところであり、各大学においては、過去数次にわたる厳しい定員削減の中 で行政経費の節減・抑制について不断の努力を重ねております。

現在,国立大学においては,高等教育及び学術研究の高度化の積極的推進が最重要課題とされており、またこれが国民的期待でもあると考えます。しかしながら、国立大学における教育研究環境としての研究費、施設設備、教員の給与についてはなお改善が必要な状況にあり、上記の課題に積極的に取り組むためには、大学教職員の適切な処遇を確保することが必要不可欠であります。このことがひいては優秀な人材を確保し、将来にわたる我が国の高等教育及び学術研究の進展に寄与するものと確信いたします。

上記の理由により、国立大学協会は、人事院勧告が、早期完全実施されることを強く要望する次第であります。

平成8年度税制改正に関する要望

平成7年9月25日 国立大学協会会長 吉 川 弘 之

日頃より、大学における教育研究の振興について、ご支援ご指導を頂き深く感謝申し上 げます。

近年,科学技術離れや産業の空洞化への懸念などを背景として,我が国が21世紀に向けて今後も活力を失わず,国際社会において積極的な役割を果たしていけるようにするため,社会の各方面から,創造的な学術研究の推進が強く要請されています。

いうまでもなく、学術研究の成果は、人類の知的共有財産として、それ自体優れた文化 的価値を持つとともに、応用化・技術化を通じて、日常生活を支え、豊かにする役割を果 たすなど、国家・社会のあらゆる分野の発展を支える重要な基盤、原動力であり、このた め、学術研究の振興は、国の重要な課題となっています。

今般,科学技術創造立国を目指して、若手研究者の支援のためのフェローシップ制度等が大幅に拡充されることが与党三党合意で決定され、その方向に向かって関係者が努力されている点を私どもは強く支持するものであります。

我が国の将来を支える人材の育成のため、大学等においても、現在、大学改革を推進しながら、学術研究の一層の発展と教育機能のさらなる充実に努めているところでありますが、今後の大学・大学院等における教育・研究をめぐる諸条件の一層の改善のため、平成8年度の税制改正のご審議に当たりましては、以下の2項目についてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 日本学術振興会が特別研究員に支給する研究奨励金に係る所得税非課税措置の創設
- 2 育英奨学事業を行う民法法人・公益信託への寄附金・拠出金に係る住民税の控除制度 の創設

日本学術振興会が特別研究員に支給する研究奨励金に係る 所得税非課税措置の創設に関する要望

日頃より、大学における教育研究の振興について、ご支援ご指導を頂き深く感謝申し上 げます。

平成8年度の税制改正に当たりまして、標記の特別研究員に支給される研究奨励金について、下記のとおり要望申し上げます。

記

- 1. 今般,科学技術創造立国を目指して,若手研究者の支援のためのフェローシップ制度 等が大幅に拡充されることが与党三党合意で決定され,その方向に向かって関係者が努力されている点を私どもは強く支持するものであります。
- 2. 若手研究者の支援制度の中で、日本学術振興会の特別研究員制度は、同振興会が博士課程在学者(DC)や博士課程修了者(ポストドクター(PD))を対象に研究奨励金を支給することにより、当該若手研究者を研究に専念させ、もって研究能力の向上を図るフェローシップ制度であり、昭和60年度の創設以来、若手研究者支援の中核的な役割を果しております。

0

- 3. この特別研究員には、将来の学術研究を担うべき極めて優秀な若手研究者が選ばれており、大学における学術研究の振興に寄与するという観点から、大学関係者はこの制度を高く評価しているところであります。
- 4. しかし、研究奨励金の現状を見ると、DCは月額約19万円、PDは月額約28万円に過ぎず、しかも、これには所得税が課税されているため、実際の手取りは僅かに過ぎず、安心して研究に専念する環境を提供しているとは必ずしも言えません。そこで、研究奨励金に係る所得税の非課税化を求める声が特別研究員はもとより、大学関係者からも強く出されております。
- 5. 以上より、<u>平成8年度税制改正に当たっては、日本学術振興会の特別研究員に対して</u> 支給される研究奨励金に係る所得税の非課税措置を講ずるよう要望いたします。

育英奨学事業を行う民法法人・公益信託への寄附金・拠出金 について住民税の控除制度を創設することに関する要望

日頃より、大学における教育研究の振興について、ご支援ご指導を頂き深く感謝申し上 げます。

平成8年度の税制改正に当たりまして、標記の育英奨学財団・社団及び公益信託への寄 附金・拠出金についての住民税の所得控除について、下記のとおり要望申し上げます。

記

- 1. 国及び地方公共団体は、教育基本法第3条第2項の趣旨を踏まえ、学業成績が優秀でありながら、経済的に修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じています。
- 2. 育英奨学事業には、日本育英会や各地方公共団体による奨学金の貸与事業等がありますが、一方、公益法人等の行う育英奨学事業の補完的役割には大きいものがあります。 【平成3年度実態調査:公益法人等の行う育英奨学事業による奨学生数 約10万人,支給 総額 約249億】
- 3. なかでも、民法第34条の規定により設立された財団法人及び社団法人又は信託法第66 条により設定された公益信託による育英奨学事業は、基金の運用収入等によって営まれ るものですが、最近の市場金利の低下により、事業規模・水準の維持が困難となってい ます。このため、運用収入の増加や趣旨に賛同して行われる個人や法人からの寄付によ り基金の充実を図り、現下の学生の奨学金需要に的確に対応することができるよう、事 業規模・水準の確保・充実に努めていく必要に迫られています。
- 4. 以上より、平成8年度税制改正に当たっては、育英奨学事業を行う民法法人・公益信託への寄附金・拠出金について、住民税の控除制度を創設することを要望いたします。

[提出先;自由民主党政務調査会]

資 料

「大学審議会組織運営部会における審議の概要(その2) ―大学運営 円滑化のための具体的方策について― | に対する意見

平成7年8月21日国立大学協会

① 代表者会,専門委員会の設置など教授会の審議の改善

「審議の概要(その 2)」に述べられているように、学科長等の代表者会議および専門委員会の活用により、教授会の審議の円滑化、効率化を図ることは、すでに多くの大学において試みられていることである。しかし、代表者会議に決定を委任することの法令上の根拠が明確でないために後日の紛糾をもたらす例が絶無ではないので、代表者会議の設置および定められた事項について決定の委任が可能であることを制度化することは十分に意義のあることである。

制度化に当たって、「審議の概要(その 2)」において、学部長のリーダーシップが十分に発揮できるように配慮することの必要性が述べられていることはまことに適切であると考える。代表者会議と並んで、学部長にも同様な委任をすることを可能とする制度も検討に値すると考える。

② 開かれた大学運営

100

「審議の概要(その2)」の2.の(1)に述べられている一般的な趣旨には賛成である。

「審議の概要(その2)」の2.の(2)「国立大学における参与の積極的配置と評議会の審議への学外者の声の反映」について、意見を申し述べたい。希望する国立大学すべてについて参与会の設置を可能にする措置は歓迎したい。しかしどのような制度で学外者の声を評議会の審議に反映させるかという問題については、慎重な検討が望まれる。国立大学の場合、すべての大学に共通に国が設置者であることが、個々の学校法人が設置者である私立大学の場合と事情を異にすることを指摘したい。個々の国立大学の評議会が最終的な決定を行うのは、設置者である国が定めた法令等の諸制度によって国立大学に決定が委任されている事項についてであって、学外者の声を反映させることの意義が大きいと考えられる事例は少ない。

一方,学外者の意見を反映させることが重要であると考えられる評議会の機能は、各種の全学的な計画の基本方針の策定である。この場合、具体的な事項は設置者(文部省)が最終決定を行うのであって、評議会の審議は基本方針の範囲に止まるのが通例である。学長等の大学の代表者は、審議を通じて把握した評議会の意向を体しつつ、設置者と概算要求案について協議するのが普通である。

この場合は、評議会の審議は各学部、各種学内委員会での基本方針の審議の最終段階であって、 評議会に学外者が参加することが学外者の声を反映させる有効な手段であるとは言いがたい。むし ろ参与会を通じて得られた学外者の意見を学内審議の各段階で参考にすることが実際的である。こ のような見地から、評議会の学外者の参加は実際的な意義に乏しいと結論する。

次に、一定の事項は参与会の識を経ることとすることについて意見を申し述べたい。将来計画あるいは概算要求の基本方針等がこのような事項の例と考えられるが、形式的に審議を義務づけることが参与会の意義を高めるための有効な手段とは言えない。むしろ、参与会の審議についての実効のある慣行をそれぞれの大学で確立することが大切である。このことは、現行の評議会、教授会についても各大学での運営にかなり差異があることからも明らかであろう。

「大学審議会大学院部会における審議の概要―大学院 の教育研究の質的向上について―」に対する意見

平成7年8月24日国立大学協会

全体としての意見:

近年のわが国及び世界各国における人文社会科学並びに自然科学の両分野における著しい進歩, 発展や社会の急速な変革に対応し、大学院の教育研究の質的向上を図るための審議は時宜を得たも のといえるが、あるいは少し遅すぎたといえるかも知れない。何れにしても審議内容は全体として 妥当なものと受けとめたい。

1. 「なぜ大学院改革が必要か」の項について:

審議の概要は過去の反省に基づくものでもある。明治19年に始まったわが国の大学院制度は急いで欧州の大学に範をとって政府で作った官制のものであり、根本的に政治形態の変わる第2次世界大戦終了後まで著しい変革はみられなかった。そして第2次世界大戦終了後の新しい学校教育法は十分な時間をかけて慎重に作られたというよりは外圧をうけて早急に作られたものであり、これと並行して作られた新しい大学院制度もその誹りをまぬがれない。しかしこの大学院制度が過去半世紀のわが国の発展に大きく寄与してきたことも事実である。とはいいながらこれまでの大学院制度が社会の発展や学術の国際化に呼応できにくくなってきたことも明らかである。このように現在、種々の問題点が提起されるに至った背景や理由について、冒頭に記述して頂ければ、この度の審議の概要も理解し易いのではなかろうか。

2-(3)「高度専門職業人の養成や社会人の再教育の機能を持つ大学院」の項について:

既に設置されている夜間大学院も少なくないが、昼間のみの大学院に比較し勝るとも劣ることのない成果をあげうる修士課程、あるいは博士課程となるべきで、くれぐれもその運用が安易なものとならぬようつけ加えておくことが必要であろう。

- 3一(5)教育研究環境が劣化している
- 4 -(6)教育研究環境の改善

の項について:

劣化している環境を改善すべしとするご意見は尤もなことである。最近国家予算の中で科学研究 費の増大が行われつつあるのは喜ばしいことであるが、大学院の教育研究の向上をはかるためには 国公私立を問わず国の財政的支援や保障が必須である。また大学院と学部の両者をもつ大学に於い ては、教員は何れかに在籍し他を兼任するという形をとっているところが多い。いずれの場合にも 大学院に於いては大学院専任の教員をおくとともに、部局化された大学院を持つ大学では学部教育 が疎かにならないよう配慮する必要がある。常勤の教員の増加が望ましいが、十分の増加が望めない場合は非常勤で一定の年限を定めた教員の採用も考慮することを考えて頂きたい。教員が学部並びに大学院の教育に沢山の時間をさかなければならない結果、研究のための時間が少なくなってきたという悩みを聞くことがある。

- 3-(6)学生が経済的に自立していない
- 4 -(7)学生の経済的自立の支援

の項について:

大学院学生に対する経済的支援というよりは、寧ろ経済的に自立できるものでなければ、たとえ入学を希望しても入学し研究を続けることは容易でない。4一(7)で示された方法は是非多くの学生に適用できるように努力してもらいたい。また同時に、大衆化された大学教育を受ける学部学生の授業料はやむを得ないものであるが、大学院学生の授業料は無料にするとか、あるいは修士課程の学生の授業料は学部学生のそれより小額とし、さらに博士課程の学生の授業料は修士課程の学生のそれより小額にするとかの配慮が必要であろう。また授業料の低額化、無料化が直ちにできないとしても、減免制度の拡充を望みたい。現在の制度には三つの條件があって、優秀な学生であってもこの條件が充たされなければ減免できない。優秀な学生に大学院への進学のインセンティヴを与えるよう是非考慮を望みたい。

ø

大学院博士課程は優れた研究者養成だけでなく、高度な専門的知識や能力を有する人材の養成も目的としている。何といっても大学院側が学生の希望に応じ、後者の教育研究に適切な場を与えることが必須であるが、これと同時に企業などが積極的にそれなりの待遇で大学院博士課程修了者を採用してくれるという受け皿が必要である。経団連、日経連などを介し諸企業に強く要請することが望ましい。また官公庁においても、大学院修了者を優遇して積極的に受け入れるよう配慮して頂きたい。大学院生が急増している現在、修了後の就職が心配される。

これと関連して、大学院生の定員も決して一律に決めるのではなく、就職に困難が予想される分野では、少ない定員で始めるのが望ましい。オーバードクターを増やすことがないよう慎重な配慮が望まれる。

4 -(1)-②「目的に沿った体系的カリキュラムと教育研究指導」の項について:

標準カリキュラムは修士課程に設定するのが適当かと思われる。しかし、より専門化された博士 課程にこの形のカリキュラムが必須のものかどうか疑わしい。むしろ国内の他の大学院や欧米の大 学院のカリキュラムも参考とし、あるいは一部を取り入れつつ、その研究科、専攻なりに斬新かつ 開発的なカリキュラムを組立て、独創性を生かすことが必要なのではなかろうか。委託研究などは 別として、多様性が必要な大学院教育、研究の中で日本の官公庁好みの標準カリキュラムの設定は 果たして社会人の実務的な知識、経験に合致し、満足させうるものになるであろうか。また『プロ セスに沿った教育研究指導』について具体的に示して頂きたい。

4-(1)-⑤「学位授与の促進」の項について:

人文社会系では学位に関する意識改革が十分でなく、学位授与の促進に取り組むことは赞成である。しかし人文系においては外国語の原典や古典を十分に読解する学力を身につけることが必須であり、安易な学位授与には慎重であるべきことを附け加えてほしい。末尾3行に於いては修士論文の意義を認めながらも、『特定の課題についての研究成果をもって修士論文に代えることができる』としている。特定の課題であろうと、ある程度まとまった成果が得られれば論文の様式にもよるが、何らかの論文としてまとめるべきであろう。しかしどちらでも良いというのならば『研究成果は論文としてまとめてもよいし、あるいは研究成果の報告書だけでもよい』とすべきであろう。

4 -(1)-⑥「課程博士の円滑な授与等を図るための方途について」の項について:

「博士候補(仮称)」などという曖昧な制度はない方が良い。既に博士課程に標準修業年限在学し、その後退学していても、所定の単位を十分取得したならば、その後数年経過していようと、博士課程在籍中に定めた研究題目に沿った内容の論文で、同じ大学院の審査で適格な論文と認定された場合に限り博士課程修了として良いのではないか。期間は分野によって弾力的であり、人文系では時間を必要とするであろう。

4 -(3)-①「学生の流動化」の項について:

Ġ

٨

15頁1行目に「学生の一定割合を他の大学・大学院から受け入れることを考慮すべきである。……」とある。趣旨は良く分かるが,一定割合に制限する場合も考えられるので,「一定割合以上を……」とした方が良いのではなかろうか。

4-(3)-②「教員の流動化」の項について:

任期制の導入は法律上の問題もありなかなか容易ではないと思うので、末尾に検討が必要であると書いている。実際には大学審議会で検討中と聞いている。『大学審議会に於いて検討中である』と書いておいた方が、全国の大学教員が今のうちから自分なりの考えをまとめておくことができるのではなかろうか。

4-(4)-③「大学院と社会の連携の強化」の項について:

この項で強調されているように最近ようやくこの趣旨が社会にうけいれられつつある。記載されていることは尤ものことであると思うが、同時に大学院の参与として企業などからの社会人に加わって頂くことや大学院の外部評価の際に当該委員会に企業などからの社会人に参加して貰うことが望ましいと記載したら良いのではないか。

報告にはないが追加して頂きたい項目

大学院のみではないが、わが国の大学の大きい問題点は、研究支援体制の不備である。このため

若手教官も大学院学生も, 秘書や技術職員の仕事に時間を取られる傾向が強い。これは国公私立大学を通じて共通であると考えられる。

国立大学にあっては総定員法の枠があって、解決は極めて困難であろう。しかし国公私立を通じてPD特別研究員の増加、研究に専念できる Research Assistant 制の導入など、少しでも教育研究支援業務を軽減する方策を考えるべきであろう。

大学院の教育を充実させ、また研究の発展をはかるためにも、支援体制の強化を強く打ち出すべきである。

学術審議会「21世紀に向けての研究者の養成・確保 について | (中間まとめ) についての意見

平成7年9月6日国立大学協会

I. 研究者の養成・確保についての基本的視点,およびII. 研究者の養成・確保のための方策,いずれについてもその趣旨に賛同するものであるが,当協会としては,以下の2点について,今後の審議の参考に供するために意見を申し上げたい。

1. 研究教育支援の充実との関連について

0

研究者の養成・確保とかねて学術審議会においても指摘されている研究教育支援の充実の必要性とは不可分の関係にあることを申し述べたい。わが国の大学の研究教育支援体制は、欧米諸国に比べて不備であって、支援業務のかなりの部分が若手の研究者および大学院学生によって担われている。この傾向は、定員削減の影響で、近年さらに強まっているといってよい。若手の研究者が事務的な仕事によって時間を取られることの弊害は明らかであるが、他方本来技術職員によって担われるべき仕事を若手の研究者および大学院学生が行うことは、研究能率を低下させるだけでなく、研究の技術的側面を研究の本質であるとする誤解を招いたり、研究意欲を低下させる原因となる。

研究者養成の際に、分野によってはある期間見習段階が必要であることは当然である。しかし、この見習段階で研究教育支援制度の不備が、若手研究者を伝統的な技術習得に専念させ、自由な発想を阻害するような雰囲気を作ることがあってはならない。

研究者の養成・確保において、経済的な処遇の充実と並んで、研究環境の整備も重視しなければならない問題であることを強調したい。

2. プロジェクト研究以外の枠の必要性とそれに関する問題点

最近実施ないしは企画されている研究振興の施策は、プロジェクト研究に重点が置かれている傾向がある。今回の中間まとめにおいても、研究者の養成・確保の手段として、プロジェクト研究への特別研究員あるいは非常勤研究員の配置が検討されている。プロジェクト研究と自由な発想に基づく独創的な研究の振興は全く矛盾するものでは無いとしても、前人未踏の新分野を開拓するような新しい発想をもつ若手の研究者を養成・確保するためには、分野を特定しない特別研究員あるいはそれに代わる職種の枠が必要である。

その際、現在学術振興会等で行われている全国的な規模での審査が、アインシュタインのような 人物を正当に評価することになじむかどうか慎重に検討する必要がある。すなわち、例えば3人の 審査員の評価で採否が決せられる場合、激しい競争の場合審査員全員からAないし高い評点を獲得 する人物だけが合格するのが普通である。しかし、新しい発想については、評価が分かれるのが通 例であって、それによって審査員を責めることは酷に過ぎる場合が多い。 以上に述べた事情を考慮して、独創的な研究者養成のためには、それぞれの大学に、その大学の 自主的判断によって採用できる、分野を特定しない若手研究者のためのポストを確保することが必 要である。もちろん、その数はその大学の研究のアクティヴィティに応じて決められるべきもので あろう。

日本・ニュージーランド学術交流協定

日本国立大学協会(吉川弘之会長)とニュージーランド大学長協会(Bruce J. Ross 会長)は両国間の学術交流を促進することで意見が一致し、学術分野の一層の協力が両国の大学のためにも有効であることを認識して、次のような協定に合意する。

第1条

- 1.1 この協定の双方とも教育・研究の分野での交流の促進を企画する。
- 1.2 日本国立大学協会の会員大学とニュージーランド大学長協会の会員大学とは、この協定の趣旨に従って相互に協力するものとする。
- 1.3 この枠組み協定を補い、交流計画を実施する双方の大学間で、より詳細な協力事項を決めるものとする。この協定は交流促進を旨とするものであり、いずれの大学も自己の能力を超えて、交流を進める義務を負うものではない。

第2条

協力の分野

- 2.1 特に、以下の分野で協力を進めるものとする。
 - 2.1.1 学部学生の交換留学
 - 2.1.2 ①教育、②シンポジウム及び他の学術会合、③研究プロジェクト実施

これらのためのスタッフ・助手の交流

- 2.1.3 大学院生及び若手研究者の受け入れ
- 2.1.4 研究計画の奨励
- 2.1.5 教育及び研究両面での連携の保持、公刊資料・教材等の交換

第3条

学部学生の交換留学

- 3.1 学部レベルの交換留学は、参加学生に教科目履修、異文化体験、語学力増 強の3つともができるようにするものとする。
- 3.2 1学期以上の交換留学に参加する学生で、正規生身分を保持し自国大学に 授業料を納めるものは、留学先の受け入れ大学では授業料は徴収されない ものとする。
- 3.3 交換留学では原則として同数の学生を交換するが、双方の大学が同意すれば、学生数のバランスを変えたり、大学院生を含めても良い。
- 3.4 受け入れ大学は個々の交換留学生の学業成績証明を送り出し大学に送付する。

第4条

枠組み協定の役割

- 4.1 この協定の締約者はそれぞれ自組織内に小作業班を設けて、種々の障害の 克服や語学訓練、会員大学間の情報伝達、相手方小作業班への連絡に当た らせる等、コンソーシアムとしての役割を果たす。
- 4.2 この協定の締約者は、この協定に従って交流を進める大学を支援して、政府やその他機関、産業界等へ働きかけるものとする。

第5条

- 5.1 会員大学間の交流計画の実施の詳細は関連の学部や研究所と共同で検討され、大学当局によって承認されるものとする。このようにして定められた 交流計画があっても、別に新たな交流計画を進めることを妨げることはない。
- 5.2 日本国立大学協会とニュージーランド大学長協会は、両国の会員大学の 種々の形での尽力を得て、両国の幅広い学術交流と交換留学を実現するよ うに努力する。

第6条

協議

6.1 日本国立大学協会とニュージーランド大学長協会の代表者は定期的に協議 して、協力のあり方を検討し、新たな協力について話し合う。

第7条

期 限

7.1 この協定は5年間有効とする。また締約者のどちらかが少なくとも期限の 6か月前までに文書で協定の解約を求めない限り、次の5年間も有効とす る。協定の修正は合同で協議した上で、文書で合意するものとする。

第8条

- 8.1 この協定は日本語及び英語で起草されるものとし、日英両文とも正文とする。
- 8.2 この協定は双方が正当な同意と承認の手続きを経て、かつ署名済の協定文が交換された後に発効する。

1995年 7月24日

į.

1995年 7月 24日

吉川34之

日本国立大学協会会長

ニュージーランド大学長協会会長

日本国立大学協会とニュージーランド大学長協会との間の 日本・ニュージーランド学術交流協定のもとで なされる交流学生の授業料にかかわる取り決めの覚書

日本国立大学協会とニュージーランド大学長協会との間に締結された日本・ニュージーランド学術交流協定の第3条第3.3項にのっとり、両協会は、交流学生数が同数でない場合には、協力事項を決めている双方の関係大学に対し、直接交渉し両者がともに受け入れられる取り決めに達するよう督励することを、ここに同意する。

1995年 7月 4 分日

1995年 7月 24日

吉川弘之

日本国立大学協会会長

ニュージーランド大学長協会会長

JAPAN - NEW ZEALAND ACADEMIC LINKS AGREEMENT

THE JAPAN ASSOCIATION OF NATIONAL UNIVERSITIES

AND

THE NEW ZEALAND VICE-CHANCELLORS' COMMITTEE

united in the aim of promoting academic links between the two countries, and in the awareness that a furthering cooperation in the academic sphere is in the interests of the universities in both countries, make the following agreement:

ARTICLE 1

- 1.1 The partners to this agreement intend to promote exchange in the spheres of teaching, research and scholarship.
- 1.2 A university which is a member of the Japan Association of National Universities, or of the New Zealand Vice-Chancellors' Committee is entitled to cooperate in accordance with this agreement with any member institution from the other country.
- 1.3 This framework agreement shall be supplemented by details of partnership arrangements negotiated bilaterally between co-operating universities in each country. While signatories are expected to promote cooperation, no university is expected to enter into partnership obligations beyond its resources.

ARTICLE 2

Fields of Cooperation

2.1 Cooperation is to be sought especially:

)

0

0

- **2.1.1** in the exchange of undergraduate students:
- in the exchange of senior and junior staff and research assistants for teaching, for participation in symposia and other academic meetings, and for the implementation of research projects;

- **2.1.3** In the placement of postgraduates and researchers:
- 2.1.4 in the fostering and implementation of research projects:
- 2.1.5 in the establishing of contacts in teaching and research, and in exchanging research information via publications, teaching materials and electronic networks.

ARTICLE 3

Undergraduate Students

- 3.1 Undergraduate student exchanges are intended to enable participating students to undertake course work, to benefit from the cultural experience and to improve their language proficiency.
- 3.2 Undergraduate students on direct exchange for periods of a semester or more and who remain validly enrolled for a degree and have paid any compulsory fees and charges in the home university will not be required to pay additional tuition fees in the host university.
- 3.3 Normally exchanges will be on a basis of parity of numbers but partner universities may vary the balance or include postgraduate students as may be mutually agreed.
- 3.4 The host university will provide to the home university a statement/transcript of study undertaken and/or credit point achievements of each exchange student, in an agreed form.

ARTICLE 4

Arrangements and Support

- 4.1 Each of the partners to this agreement will act as a consortium, each with a small working party within its organisation to advise on matters such as overcoming impediments, providing language training and disseminating information to and between member institutions, and to the working party in the other country.
- 4.2 The partners to this agreement shall endeavour to assist member institutions to finance exchanges in accordance with this agreement by seeking funding from government, other organisations and industry.

ARTICLE 5

5.1 Details of the implementation of programmes in partner universities shall be jointly worked out by the appropriate academic institutes and departments and approved by appropriate authorities in those universities. Specific plans of this type do not rule out additional academic contracts.

5.2 The Japan Association of National Universities, and the New Zealand Vice-Chancellors' Committee may facilitate broad national academic contact and exchange programmes with varying patterns of voluntary involvement of member universities in the two countries.

ARTICLE 6

Consultation

Representatives of the Japan Association of National Universities, and the New Zealand Vice-Chancellors' Committee shall consult at regular intervals to consider the progress of cooperation and to instigate further projects.

ARTICLE 7

Duration

This agreement shall be valid for five years. It shall be valid for a further five years unless one of the parties gives written notice of discontinuation at least six months before the date of its termination. Any amendments shall be agreed in writing after joint consultation.

ARTICLE 8

- 8.1 This agreement has been drawn up in English and Japanese. Both texts have full validity.
- 8.2 The agreement shall come into operation after each party has gone through the appropriate procedure of assent and authorisation and after the signed texts of agreements have been exchanged.

Chairperson

New Zealand Committee

Jam glor

Vice-Chancellor's

Universities

Chairperson

0

Dated this 24 / day of \$\frac{2}{3}\$ 1995

Japan Association of National

Hywh hawa

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING CONCERNING TUITION FEES OF EXCHANGE STUDENTS UNDER THE

JAPAN - NEW ZEALAND ACADEMIC LINKS AGREEMENT BETWEEN

THE JAPAN ASSOCIATION OF NATIONAL UNIVERSITIES AND THE NEW ZEALAND VICE-CHANCELLORS' COMMITTEE

Pursuant to Clause 3.3, Article 3 of the Japan - New Zealand Academic Links Agreement established between the Japan Association of National Universities, and the New Zealand Vice-Chancellors' Committee, both parties hereby agree, in the event that there is not parity of numbers in exchange students, co-operating universities concerned that have partnership arrangements shall be encouraged to negotiate directly to achieve mutually acceptable arrangements.

Date 24/7/95

Date 24 Th July 1995

Hyr hihawa

Chairperson Japan Association of National Universities

Chairperson New Zealand Committee

Vice-Chancellors'

20:

その他

○ 学長の交代

(大 学) (前 任) (後 任) 図書館情報大学 小野寺 和 夫 吉田政幸 東京外国語大学 卓 中嶋 原 也 嶺雄 高 知 大 学 中内光昭 立 川 涼

○ 委員の委嘱

第 5 常置委員会 石 田 眞(名古屋大学教授)

○ 委員の解嘱

第 5 常置委員会 中 村 光 男(千葉大学教授) WMAP小委員会 松 田 徳一郎(東京外国語大学教授) 御子柴 茂 生(電気通信大学教授) 神 余 隆 博(大阪大学教授)

○ 専門委員の交代

(委員会) (前 任) (後 任) 第1常置委員会 佐藤 國 雄(東京大学事務局長) 雨 宮 忠(東京大学事務局長) 第1常置委員会 田原 昭 之(大阪大学事務局長) 岡 林 降(大阪大学事務局長) 第6常置委員会 國 雄(東京大学事務局長) 雨 宮 佐藤 忠(東京大学事務局長) 特別会計制度協議会 佐 藤 忠(東京大学事務局長) 國 雄(東京大学事務局長) 雨 宮

高 林 義 憲 (大阪大学庶務部国際交流課長)

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総会(春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名,各常置委員会委員長)
- 〇 監 事 2名
- 常置委員会

第1常置委員会(大学の組織・制度,研究・教育体制)

第2 // (学科課程,入学試験等)

第3 ″ (学生の厚生補導)

第4 // (教職員の待遇改善)

第5 / (大学間の協力)

第6 // (大学財政, 学費)

〇 特別委員会

科学技術行政特別委員会

医学教育に関する特別委員会

教養教育に関する特別委員会

大学院問題特別委員会

学術情報特別委員会

教員養成制度特別委員会

入試改善特別委員会

生涯学習特別委員会

〇 特別会計制度協議会

編集後記

- * 国大協会報も本号をもって第150号を迎えました。第1号は協会創立 (昭和25年7月)の翌年3月に発刊(年1回500部),現在,事務局に鉄筆 の音が聞こえてきそうな謄写版刷り保存用原本(B5判18頁)が1部あ るのみ。第2号からは活版印刷となり,発行も年2回(約600部)に,そ して昭和40年3月発行の第27号からは各大学の要望により発行回数を年 4回(約2,000部)に増やすと共に,会報の体裁も現行と同じ横組2段に 変えました。以後,27大学に及ぶ新設医科大学や新構想の教育大学等加 盟大学の増加に伴い発行部数(2,930部)も増やし,また本文も読み易い ようレイアウトを工夫する等を行い,現在に至っています。
- * 大学審議会で大学改革の議論が進んでいますが、本号に資料として、 大学審議会組織運営部会及び大学院部会における審議の概要に対する意 見、学術審議会「21世紀に向けての研究者の養成・確保について」(中間 まとめ)についての意見を、また、去る7月24日、当協会とニュージー ランド大学長協会の間で締結した「日本・ニュージーランド学術交流協 定」の全文を掲載しました。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、森野熊本大学長にお願いして「明治の 先達たち」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった 先生のご厚意に対し感謝申し上げます。(T)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

会

報

第150号

(第45巻第4号 通巻第150号)

編集兼 滝 沢 源 平 発行者 滝 沢 源 平

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内) 東京都文京区本郷7丁目3番1号

電 話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (3813) 0647

FAX 03 (3818) 8656

印刷·製本 文唱堂印刷株式会社